

株式会社 UNICON ホールディングス

定 款

2024 年 9 月 25 日	改定
2024 年 12 月 13 日	改定
2025 年 1 月 31 日	改定
2025 年 4 月 23 日	改定

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社 UNICON ホールディングスと称し、英文では UNICON Holdings Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 投資業
- (2) 貸金業
- (3) 投資事業組合財産の運用及び管理
- (4) 経営コンサルタント業
- (5) 債権管理コンサルタント業
- (6) 資産運用コンサルタント業
- (7) 財務コンサルタント業
- (8) 信用調査業
- (9) 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する指導、斡旋並びに仲介
- (10) 有価証券の保有、売買、仲介及び運用
- (11) 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与
- (12) 不動産の所有、売買、賃貸借、管理、仲介及び鑑定
- (13) 投資顧問業
- (14) 労働者派遣業
- (15) 情報提供、情報収集及び情報分析サービス業
- (16) 総合リース業
- (17) 建築、土木工事の請負及び施工
- (18) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、39,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第9条（単元未満株式の買増請求）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第10条（単元未満株式の権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条（基準日）

1. 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第14条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。

第 15 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に規定する決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に規定する事項は、議事録に記載又は記録する。

第 19 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役

第 20 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12 名以内とする。

第 21 条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 23 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役 1 名以上を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 25 条（取締役の責任免除及び責任限定契約）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

第 5 章 取締役会

第 26 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、非業務執行取締役以外の取締役、非業務執行取締役の順序（ただし、該当者が複数いる場合は、予め取締役会決議により該当者間における順序を決めることができる。）により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第 27 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 28 条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

第 29 条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第 30 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、出席取締役及び

出席監査役が記名押印又は電子署名する。

第6章 監査役

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第32条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除及び責任限定契約）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

第7章 監査役会

第36条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第37条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第38条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条（監査役会の議事録）

監査役会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、出席監査役が

記名押印又は電子署名する。

第8章 会計監査人

第40条（会計監査人の員数）

当社は、会計監査人を置くものとし、その員数は1名とする。

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の議決がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第9章 計算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第45条（剰余金の配当）

当社の剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第46条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第47条（配当財産の除斥期間）

1. 配当財産が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。
2. 未払の配当財産には、利息をつけない。

附則

第1条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の規定するところによる。

第2条（電子提供措置等に関する附則）

1. 第19条（電子提供措置等）は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。
2. 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。